明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**株式併合につき株券提出公告**

当社は、株式五株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年一月二十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十二月十六日

東京都中央区日本橋二丁目三番四号

アーティス株式会社

代表取締役　松本　盛廣

**全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告**

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十二月十六日

大分市高城新町一四番一六号高城ルネスビル二階

株式会社ルネス研究所

代表取締役　飯田　郁夫

**限定承認公告**

本籍埼玉県さいたま市浦和区本太四丁目五七番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家四六一番地二奥田荘二〇一

被相続人　亡　保倉　稔

右被相続人は平成二十三年八月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月二十五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県さいたま市桜区大字下大久保九七〇番地一六　相続財産管理人　尾崎　富子

**限定承認公告**

本籍千葉県市川市新浜一丁目三番、最後の住所埼玉県さいたま市桜区町谷三丁目二五番四一号吉岡コーポ第二　二〇二号

被相続人　亡　和気　茂

右被相続人は平成二十三年五月八日推定に死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

千葉県市川市塩浜四丁目二番一〇棟七〇八号

相続財産管理人　和氣　直子

**限定承認公告**

本籍千葉県松戸市上本郷三四五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　武藤　浩章

右被相続人は平成二十三年九月四日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月五日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

千葉県松戸市上本郷三四五八番地

限定承認者　武藤　陽子

千葉県松戸市松戸一二二七番地松丸ビル二階松戸総合法律事務所

右代理人弁護士　大作　公夫

**限定承認公告**

本籍京都府京都市中京区蛸薬師通河原町東入備前島町三〇七番地、最後の住所千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目一一七九番地二

被相続人　亡　下間　仲秀

右被相続人は平成二十三年八月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月七日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

千葉県千葉市幕張町花見川区三丁目一一七九番地二　相続財産管理人　下間　仲政

**限定承認公告**

本籍大阪市中央区西心斎橋一丁目三三番地、最後の住所大阪市住吉区帝塚山西四丁目一五番二号

被相続人　亡　山家　清子

右被相続人は平成二十三年四月二十九日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

東京都大田区下丸子二―一二―三―一四〇二

相続財産管理人　山家　啓介

**限定承認公告**

本籍東京都武蔵野市西久保三丁目一五二番地、最後の住所東京都中野区上鷺宮四丁目七番一四号尾長山荘　被相続人　亡　冨田　伸二

右被相続人は平成二十三年八月二日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

東京都江東区木場三丁目六番一八―三〇一号

相続財産管理人　冨田　洋史

**限定承認公告**

本籍島根県益田市喜阿弥町イ二五五番地、最後の住所島根県益田市喜阿弥町イ二五四番地一

被相続人　亡　小﨑　長美

右被相続人は平成二十三年九月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月八日松江家庭裁判所益田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

島根県益田市喜阿弥町イ二五四番地一

相続財産管理人　小﨑　里香

**限定承認公告**

本籍愛媛県西条市壬生川一九五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡部　貴則

右被相続人は平成二十二年九月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月十二日松山家庭裁判所西条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

愛媛県今治市片山三丁目一一番七号

限定承認者　坂本　智子

**限定承認公告**

本籍福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗四七四〇番地、最後の住所福岡県福岡市博多区住吉二丁目一五番一〇―八一五号

被相続人　亡　石田　眞澄

右被相続人は平成二十二年六月日時不詳死亡し、その相続人は平成二十三年十一月三十日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

福岡県糟屋郡篠栗町津波黒二二一番地

相続財産管理人　石田　弘子

**限定承認公告**

本籍福岡県みやま市瀬高町本郷九四二番地、最後の住所福岡県みやま市瀬高町文廣一九五一番地一五　被相続人　亡　冨安　ナミ

右被相続人は平成二十二年八月三十一日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月七日福岡家庭裁判所柳川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

福岡県大牟田市不知火町一丁目一番地二―五階

相続財産管理人　湯村しおり

**訂正公告**

平成二十三年十二月十三日（号外第二六八号）掲載の相続財産管理人平野政則に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「本籍千葉県君津郡小櫃村二一八番地」とあるは、「本籍千葉県君津郡小櫃村俵田二一八番地」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年十二月十六日

扱　店

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 九上 | 四～五 | | 平成十二年厚生省告示第二百四十六号 | 平成二十三年厚生労働省告示第百七十二号 |
| 七下 | | 一 | 第六号を削除する。 | 第六号までを削る。 |

（原稿誤り）

平成二十三年十一月三十日（号外第二百五十六号）公布環境省令第三十二号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令）

（原稿誤り）

同日（同号外）厚生労働省告示第四百四十六号（都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の全部を改正する件）

（原稿誤り）

◉号外　十二月十六日付第二七二号
府調達第二三六号八八ページ

四〇ページ●同日付第二七三号九六ページ●同日付政ジ●十一月二十五日付参会第八号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）